

東京都市計画地区計画の決定（台東区決定）（案）

都市計画谷中地区地区計画を次のように決定する。

名 称	谷中地区地区計画
位 置 ※	台東区谷中一丁目、谷中二丁目、谷中三丁目、谷中四丁目、谷中五丁目、谷中六丁目、谷中七丁目、上野桜木一丁目、上野桜木二丁目、池之端三丁目及び池之端四丁目各地内
面 積 ※	約99.7ha
地区計画の目標	<p>本地区は、台東区の北西部に位置し、JR山手線日暮里駅や鶯谷駅、東京メトロ千代田線千駄木駅や根津駅に囲まれた利便性の高い立地にある。地区内には江戸以来の道筋（みちすじ）、町割（まちわり）、寺社や明治・大正・昭和の町屋、住宅、塀や路地などの特徴的な建造物等が数多く残っており、谷中霊園や寺社地を中心とする貴重な緑は、特徴的なまち並みとあいまって、歴史と緑が融合したまち並みを形成し、地域住民をはじめ、来街者に歴史的な風情と潤いを与えている。一方で、老朽化した木造住宅が密集し、道路も狭あいなことから、災害時の避難や消防活動等に係る防災上の喫緊の課題がある。</p> <p>「台東区都市計画マスタープラン（平成31年3月）」では、本地区を含む谷中の将来地域像を“歴史・みどりを引き継いだ生活・文化を大切にすまち”とし、防災性の高いまちづくりを推進するとともに、広い空と豊かなみどりを感じる景観誘導や暮らしやすい生活・住環境、歩いて暮らせる環境の形成などを進めるとしている。台東区景観計画においては、地域の個性や景観資源を活かしながら良好な景観形成に取り組む「景観育成地区」に位置付けられており、調和と落ち着きが感じられる景観の形成など、歴史的・文化的資産と貴重な緑を活かしながらまちづくりに取り組んでいくことが求められている。</p> <p>さらに、東京都の「防災都市づくり推進計画（平成28年3月改訂）」においては、本地区を含む「千駄木・向丘・谷中地域（文京区・台東区・荒川区）」は整備地域に位置付けられ、防災生活道路の整備、緊急車両の通行や円滑な消火・救援活動及び避難空間の確保、老朽木造建築物の建替えによる不燃化・耐震化の促進を図りながら、歴史や自然を引き継いだ風情と活力のある住みよいまちづくりを目指し、特徴ある既存のまち並みの維持・保全と防災性の向上を図ることとされている。特に、谷中二・三・五丁目地区は「不燃化特区」として、重点的に防災まちづくりが進められているところである。</p> <p>また、本地区の一部の区域では、未整備となっていた都市計画道路とその沿道の地域地区の指定があり、まち並みや市街地の形成が進んできたが、平成27年12月に東京都と文京区、台東区、荒川区は日暮里・谷中地区の補助線街路第92号線、第178号線及び第188号線について、「見直し候補区間の全区間廃止」の見直し方針を決定している。</p> <p>以上のような地区特性や位置付け等を踏まえ、特徴的な景観や歴史・文化等の地域資源を活かしながら防災性の向上を図るため、区は“暮らしと文化のまち、谷中”をまちづくりの目標に掲げる「谷中地区まちづくり方針（平成29年3月台東区）」を、地域住民の意見を踏まえて策定したところである。</p> <p>本地区計画は、「谷中地区まちづくり方針」に基づき、特徴ある既存のまち並みの維持・保全に配慮しつつ、街並み誘導型地区計画を活用して以下の取組を進め、地域活力と落ち着きある暮らしが調和したまちづくりと防災性向上の実現を目標とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 寺院や住宅地が調和した地域特性を活かした住環境の更なる向上を図る。 2 誰もが安全で安心して谷中を巡ることができる環境づくりを進める。 3 老朽木造建築物の不燃化建替えを促進しながら狭あい道路の改善等を進め、防災性の向上を図る。

<p>地区計画の目標</p>	<p>なお、沿道に近隣商業地域と一体的に指定されている防火地域により引き続き防火性能の向上を図るとともに、既存の土地利用形態やまち並みを大きく変えることなくまちづくりを進めていくため、見直しを行う都市計画道路沿道に指定されている地域地区に基づき、現状のまち並み景観や市街地環境を継承していくこととする。また、観光客や自転車通行が見込まれる区道台第65号線（以下「朝倉彫塑館通り」という。）などの生活道路では、今後警察との協議を進めながら自動車通過交通の進入抑制、車両の速度低減等による安全・安心な道路環境づくりを進めることとする。さらに、大規模な震災の発生からの適切かつ円滑な都市復興の実現を想定し、台東区都市計画マスタープランの防災まちづくり方針において、地域の雰囲気を残しながら不燃化・耐震化を図るエリアであるとともに、道路などの基盤整備を含めた市街地の改善により震災復興まちづくりを検討するエリアに位置付けられている本地区においては、地域特性を踏まえながら生活復興と連携した復興まちづくりの検討を推進することとする。</p>
<p>区域の整備、開発及び保全に関する方針 土地利用の方針</p>	<p>本地区の特性に応じて地区内を7地区及びその他の地区に区分し、谷中の特徴である寺院と住宅地が調和した土地利用の維持と住環境の向上を図るとともに、防災性の向上を図るため、以下のような土地利用の方針を定める。</p> <p>なお、その他の地区においては、「谷中地区まちづくり方針」の地区別まちづくり方針に基づき、地区の特性に応じた市街地を形成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道灌山通り沿道地区 事務所、店舗、住宅等の各機能の調和を図りながら、後背住宅地の環境に配慮した複合市街地を形成する。 2 商業・住宅地区1 個性と魅力ある店舗等により、特徴ある既存のまち並みの維持を図りつつ、健全でにぎわいある商店街と住宅が調和した複合市街地を形成する。 3 商業・住宅地区2 個性と魅力ある店舗等により、特徴ある既存のまち並みの維持を図りつつ、健全でにぎわいある言問通り沿いの事務所、店舗、住宅等が調和した複合市街地を形成する。 4 よみせ通り沿道地区 特別区道台・文第6号線（以下「よみせ通り」という。）沿いにおいては、文京区側のまち並みとの調和を図りつつ、健全でにぎわいある商店街と住宅が調和した複合市街地を形成する。 5 朝倉彫塑館通り沿道地区 朝倉彫塑館通り沿いの既存のまち並みの維持及び保全・継承を図りながら、寺院や連続する寺社地の緑地空間等と住宅が調和した、良好な市街地を形成する。 6 住宅地区 沿道空間の整備を伴った不燃化建替え等の促進により、安全で安心して住み続けられる住環境を整備し、防災性の向上を図る。また、寺院や連続する寺社地の緑地空間等と住宅が調和したまち並みの維持を図りつつ、良好な市街地を形成する。 7 共同住宅地区 共同住宅を主体とした良好な市街地を形成する。

区域の整備、開発及び保全に関する方針	地区施設の整備の方針	<p>1 道路 平常時の消防車・救急車等緊急車両の通行を確保することはもとより、大地震等の災害時における避難や緊急活動を円滑にするため、地区内の主要な道路を「防災生活道路」として位置付け、地区の防災性と安全性の向上を図る。</p> <p>2 公園 地域の憩いの場となっている既存の公園や児童遊園の保全・維持管理を図るとともに、公園・広場等の新設整備に努める。</p> <p>3 広場 地域の憩いの場としてみどり豊かな住環境を形成するとともに、本地区の防災活動やコミュニティ活動等の拠点となっている「防災広場初音の森」の保全・維持管理を図る。</p>				
	建築物等の整備の方針	<p>1 健全で良好な市街地の形成と住環境の向上を図るため、建築物等の用途の制限を定める。</p> <p>2 敷地の細分化を防止するため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。</p> <p>3 壁面の位置の制限1号及び2号にかかる敷地では、本地区の特性に応じたまち並みを誘導し、防災性の向上と良好な市街地環境を確保するため、容積率の最高限度、敷地面積の最低限度、建築物等の高さの最高限度、壁面の位置の制限及び工作物の設置の制限を一体的に定め、道路幅員による容積率の制限を緩和し、道路斜線制限の適用を除外する。</p> <p>4 壁面の位置の制限3号にかかる敷地では、沿道の佇まいを維持及び保全・継承するため、壁面の位置の制限を定める。</p> <p>5 本地区の特性に応じたまち並みの形成や良好な住環境の確保を図るため、建築物等の高さの最高限度を定める。</p> <p>6 本地区の歴史や文化、まち並みに配慮した景観形成を図るため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。</p> <p>7 災害時にブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防ぐとともに、沿道緑化による緑豊かな住環境を形成するため、垣又はさくの構造の制限を定める。</p>				
	その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針	<p>1 本地区の特性である景観の維持及び保全・継承を図るため、地域での検討の状況を踏まえ、必要な取組を行っていくものとする。</p> <p>2 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制（平成26年4月1日施行）と本地区計画との連携によって老朽木造建築物の不燃化建替を促進する。</p> <p>3 壁面後退区域においては、ゆとり空間の創出に努める。</p> <p>4 袋地状の道路については、災害時の二方向避難に資する通り抜け通路等の確保に努める。</p>				
地区整備計画	位置 ※	台東区谷中二丁目、谷中三丁目、谷中四丁目、谷中五丁目、谷中六丁目、谷中七丁目、上野桜木一丁目及び上野桜木二丁目各地内				
	面積 ※	約32.6ha				
	及び地区規模の配置	種類	名称	幅員	延長	備考
		道路	防災生活道路1-1号※	11.0m	約465m	既存
			防災生活道路1-2号※	20.0m	約120m	既存
防災生活道路1-3号※			8.0m	約155m	既存	
防災生活道路2号※	7.5m(15.0m)		約185m	既存		

道 路

防災生活道路3号	4.0~6.0m	約445m	既存、一部拡幅
防災生活道路4号	6.0m	約380m	拡幅
防災生活道路5号	3.0m(6.0m)	約670m	既存
防災生活道路6-1号※	4.0m(8.0m)	約50m	既存
防災生活道路6-2号	2.0m(4.0m)	約65m	既存
防災生活道路7-1号	4.0m	約105m	拡幅
防災生活道路7-2号	7.0m	約50m	既存
防災生活道路8号	6.0m	約520m	既存
防災生活道路9号	6.0m	約190m	既存
防災生活道路10号	2.0m(4.0m)	約415m	拡幅
防災生活道路11号	4.0m	約125m	拡幅
防災生活道路12号	4.0m	約125m	拡幅
防災生活道路13号	4.0m	約90m	拡幅
防災生活道路14号	4.0m	約145m	拡幅
防災生活道路15号	2.0m(4.0m)	約600m	拡幅
防災生活道路16号	4.0m	約345m	既存
防災生活道路17号	4.0m	約175m	拡幅
防災生活道路18号	4.0m	約90m	既存
防災生活道路19号	4.0m	約160m	既存
防災生活道路20号	4.0m	約215m	既存
種 類	名 称	面 積	備 考
公 園	岡倉天心記念公園	約710㎡	既存
	谷中児童遊園	約550㎡	既存
	初音児童遊園	約300㎡	既存
種 類	名 称	面 積	備 考
広 場	防災広場初音の森	約7,150㎡	既存

道路の幅員の（ ）内は、地区外を含んだ全幅員を示す。

地区の区分	名 称	道灌山通り 沿道地区	商業・住宅 地区 1	商業・住宅 地区 2	よみせ通り 沿道地区	朝倉彫塑館通り 沿道地区	住宅地区	共同住宅地区	
	面 積	約0.8ha	約6.8ha	約0.2ha	約1.2ha	約1.4ha	約21.7ha	約0.5ha	
地区整備計画 建築物等に関する事項	建築物等の用途の 制限※	次の各項に掲げる建築物は、建築してはならない。				—	—	—	
		1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に該当する「風俗営業」、同条第6項各号及び第9項に該当する「性風俗関連特殊営業」、同条第11項に該当する「特定遊興飲食店営業」の用に供するもの。	1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号から第5号までに該当する「風俗営業」、同条第6項第4号から第6号まで及び第9項に該当する「性風俗関連特殊営業」、同条第11項に該当する「特定遊興飲食店営業」の用に供するもの。						
		2 ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（前項に掲げるものを除く。）の用に供するもの。							
		3 勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの。							

地区整備計画	建築物等に関する事項	容積率の最高限度 ※	—	—	—	<p>1 壁面の位置の制限2号が定められている敷地においては、100分の276とする。</p> <p>2 壁面の位置の制限が定められていない敷地においては、前面道路（前面道路が二以上ある場合は、その幅員の最大のもの）の幅員のmの数値に10分の6を乗じて得た数値と、用途地域に関する都市計画に定められた容積率のいずれか小さい方の数値とする。</p> <p>3 二以上の道路に接し、一は壁面の位置の制限が定められ、その他が定められていない敷地における容積率の最高限度は、第1項又は前</p>	—	<p>1 壁面の位置の制限1号が定められている敷地においては、100分の184とする。</p> <p>2 壁面の位置の制限が定められていない敷地においては、前面道路（前面道路が二以上ある場合は、その幅員の最大のもの）の幅員のmの数値に10分の4を乗じて得た数値と、用途地域に関する都市計画に定められた容積率のいずれか小さい方の数値とする。</p> <p>3 二以上の道路に接し、一は壁面の位置の制限が定められ、その他が定められていない敷地における容積率の最高限度は、第1項又は前</p>	—
			—	—	—	—			

地区整備計画	建築物等に関する事項	容積率の最高限度※			項の数値のうち最大の数値とする。		項の数値のうち最大の数値とする。		
		建築物の敷地面積の最低限度	<p>50 m²とする。 ただし、次の各項に該当する場合はこの限りではない。</p> <p>1 本地区計画の決定告示日において、当該規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用する当該規定に適合しない土地について、その全部を一の敷地として使用するもの。</p> <p>2 公共施設（道路、公園等）の整備等により規定値未満となる土地。</p> <p>3 代替地として提供される規定値未満の土地。</p> <p>4 区長が公益上やむを得ないと認めたもの。</p>						
		壁面の位置の制限	—	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（ベランダ、バルコニーその他これらに類するものを含む。）から道路中心線又は道路境界線までの距離は、計画図3に示す数値以上とする。 ただし、次に掲げるものについては、この限りではない。 (1) 壁面の位置の制限3号については地盤面から10mを超えて設ける軒、庇その他これらに類す	—	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（ベランダ、バルコニーその他これらに類するものを含む。）から道路中心線又は道路境界線までの距離は、計画図3に示す数値以上とする。 ただし、次に掲げるものについては、この限りではない。 (1) 壁面の位置の制限2号については地盤面から2.5mを超え9mまでに設ける軒、庇その他	—	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（ベランダ、バルコニーその他これらに類するものを含む。）から道路中心線又は道路境界線までの距離は、計画図3に示す数値以上とする。 ただし、次に掲げるものについては、この限りではない。 (1) 壁面の位置の制限1号については地盤面から2.5mを超え9mまでに設ける軒、庇その他	—

地区整備計画	建築物等に関する事項	壁面の位置の制限		るもの。 (2) 文化財保護法第27条による指定又は第57条による登録をされているもの、東京都文化財保護条例第4条による指定をされているもの、東京都台東区文化財保護条例第7条の台東区区民文化財台帳に登載するもの又は東京都台東区景観条例第23条による指定をされているもの。		これらに類するもの。 (2) 文化財保護法第27条による指定又は第57条による登録をされているもの、東京都文化財保護条例第4条による指定をされているもの、東京都台東区文化財保護条例第7条の台東区区民文化財台帳に登載するもの又は東京都台東区景観条例第23条による指定をされているもの。		これらに類するもの。 (2) 文化財保護法第27条による指定又は第57条による登録をされているもの、東京都文化財保護条例第4条による指定をされているもの、東京都台東区文化財保護条例第7条の台東区区民文化財台帳に登載するもの又は東京都台東区景観条例第23条による指定をされているもの。	
		壁面後退区域における工作物の設置の制限	—	—	—	壁面の位置の制限が定められた限度の線と道路境界線との間の土地の区域には、門、へい、垣又はさく等の工作物その他これらに類するものを設置してはならない。	—	壁面の位置の制限が定められた限度の線と道路境界線との間の土地の区域には、門、へい、垣又はさく等の工作物その他これらに類するものを設置してはならない。	—

地区整備計画	建築物等に関する事項	壁面後退区域における工作物の設置の制限			ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではない。 (1) 公益上必要なもの。 (2) 文化財保護法第27条による指定又は第57条による登録をされているもの、東京都文化財保護条例第4条による指定をされているもの、東京都台東区文化財保護条例第7条の台東区区民文化財台帳に登載するもの又は東京都台東区景観条例第23条による指定をされているもの。	ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではない。 (1) 公益上必要なもの (2) 文化財保護法第27条による指定又は第57条による登録をされているもの、東京都文化財保護条例第4条による指定をされているもの、東京都台東区文化財保護条例第7条の台東区区民文化財台帳に登載するもの又は東京都台東区景観条例第23条による指定をされているもの。	
		建築物等の高さの最高限度	1 ー	1 20m (階段室、昇降機、装飾塔その他これらに類する建築物の屋上部分の水平面積の合計が、当該建築物の	1 20m (階段室、昇降機、装飾塔その他これらに類する建築物の屋上部分の水平面積の合計が、当該建築物の	1 17m (階段室、昇降機、装飾塔その他これらに類する建築物の屋上部分の水平面積の合計が、当該建築物の	1 12m (階段室、昇降機、装飾塔その他これらに類する建築物の屋上部分の水平面積の合計が、当該建築物の

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の高さの最高限度	建築面積の8分の1以下の場合には、その部分の高さ12mまでは当該建築物の高さに算入しない。以下同じ。)とする。	建築面積の8分の1以下の場合には、その部分の高さ12mまでは当該建築物の高さに算入しない。以下同じ。)とする。	建築面積の8分の1以下の場合には、その部分の高さ12mまでは当該建築物の高さに算入しない。以下同じ。)とする。	建築面積の8分の1以下の場合には、その部分の高さ12mまでは当該建築物の高さに算入しない。以下同じ。)また、建築基準法第56条第7項の規定は適用しないものとする。	建築面積の8分の1以下の場合には、その部分の高さ12mまでは当該建築物の高さに算入しない。以下同じ。)ただし、谷中小学校、谷中防災コミュニティセンターは除く。
			2 日照に配慮した住環境の形成を図るため、高さが10mを超える中高層の建築物が、冬至日において、当該建築物がある道灌山通り沿道地区の区域外の土地に日影を生じさせる場合における建築物等の高さの最高限度の規定の適用に関し必要な事項は、建築基準法施行令第135条の13の規定を準用する。	2 日照に配慮した住環境の形成を図るため、高さが10mを超える中高層の建築物については、次のとおりとする。 (1) 高さが10mを超える建築物は、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間における、平均地盤面からの高さが4mの水平面に敷地境界からの水平距離が5mを超え10m以内	2 日照に配慮した住環境の形成を図るため、高さが10mを超える中高層の建築物が、冬至日において、当該建築物がある商業・住宅地区2の区域外の土地に日影を生じさせる場合における建築物等の高さの最高限度の規定の適用に関し必要な事項は、建築基準法施行令第135条の13の規定を準用する。	2 日照に配慮した住環境の形成を図るため、高さが10mを超える中高層の建築物については、次のとおりとする。 (1) 高さが10mを超える建築物は、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間における、平均地盤面からの高さが4mの水平面に敷地境界からの水平距離が5mを超え10mを超える中高層の建築物については、次のとおりとする。 (2) 建築物が前号の規定による日影時間の制限の異なる地区の内外にわたる場合又は建築物が、冬至日において、当該建築物がある当該地区の区域外の土地に日影を生じさせる場合における前号の規定の適用に関し必要な事項は、建築基準法施行令第135条の13の規定を準用する。	

<p style="text-align: center;">地区整備計画</p>	<p style="text-align: center;">建築物等に関する事項</p>	<p style="text-align: center;">建築物等の高さの 最高限度</p>		<p>の範囲においては4時間以上、10mを超える範囲においては2.5時間以上日影となる部分を生じさせない高さとする。</p> <p>なお、同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、これらの建築物を一の建築物とみなすこととする。</p> <p>また、緩和に関する措置は、建築基準法施行令第135条の12の規定を準用する。</p> <p>(2) 建築物が前号の規定による日影時間の制限の異なる地区の内外にわたる場合又は建築物が、冬至日において、当該建築物がある当該</p>		
---	---	--	--	---	--	--

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の高さの最高限度	地区の区域外の土地に日影を生じさせる場合における前号の規定の適用に関し必要な事項は、建築基準法施行令第135条の13の規定を準用する。				
			3 ー	3 第1項に規定する高さの限度を超えている既存建築物の建替え(地区計画決定の告示日においての当該建築物の所有者等が行うものに限る。)については、当該建築物の各部分の高さを超えない範囲内で1度だけ建替えをできることとする。	3 第1項に規定する高さの限度を超えている既存建築物の建替え(地区計画決定の告示日においての当該建築物の所有者等が行うものに限る。)については、当該建築物の各部分の高さを超えない範囲内で建替えをできることとする。	3 第1項に規定する高さの限度を超えている既存建築物の建替え(地区計画決定の告示日においての当該建築物の所有者等が行うものに限る。)については、当該建築物の各部分の高さを超えない範囲内で1度だけ建替えをできることとする。	3 ー
			建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1 建築物等の外観のデザインは、谷中地区の歴史や文化、地区のまち並み景観に配慮したものとする。 2 建築物等の色彩は、原色を避け、まち並み形成に配慮するなど周辺環境と調和したものとする。 3 屋外広告物や屋上設置物等は、まち並みに配慮するものとし、災害時の安全性を確保するため、腐食又は破損しにくいものとする。			

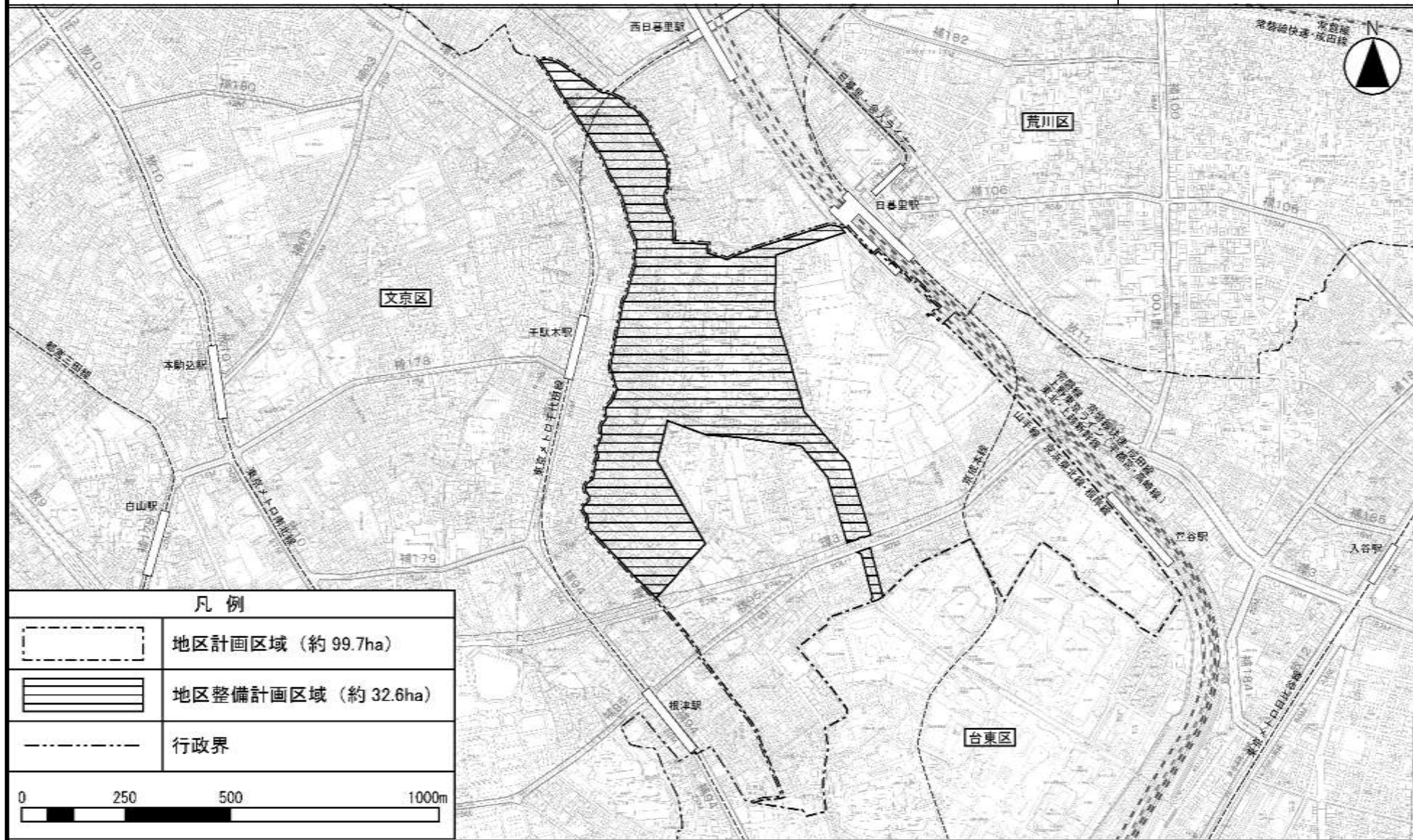
地区整備計画	建築物等に関する事項 垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面して垣、さくを設ける場合は、原則として、生け垣又はネットフェンス等に緑化したものとし、ブロック塀その他これに類するものは設けないこととする。ただし、次の各項に該当するものはこの限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路面から高さ0.6m以下のブロック塀その他これに類するもの。 2 本地区の特徴的な景観の構成要素である寺院の塀その他これに類するもののうち、構造上及び防災上問題がなく景観に配慮したもので、区長が認めたもの。 3 文化財保護法第27条による指定又は第57条による登録をされているもの、東京都文化財保護条例第4条による指定をされているもの、東京都台東区文化財保護条例第7条の台東区区民文化財台帳に登載するもの又は東京都台東区景観条例第23条による指定をされているもの。
--------	-------------------------------	--

「地区計画の区域、地区の区分、地区施設の配置、壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」 ※は知事協議事項

理由： 特徴ある既存のまち並みの維持・保全に配慮しながら、地域活力と落ち着きある暮らしが調和したまちづくりと防災性の向上を実現するため、地区計画を決定する。

東京都市計画地区計画 谷中地区地区計画 位置図

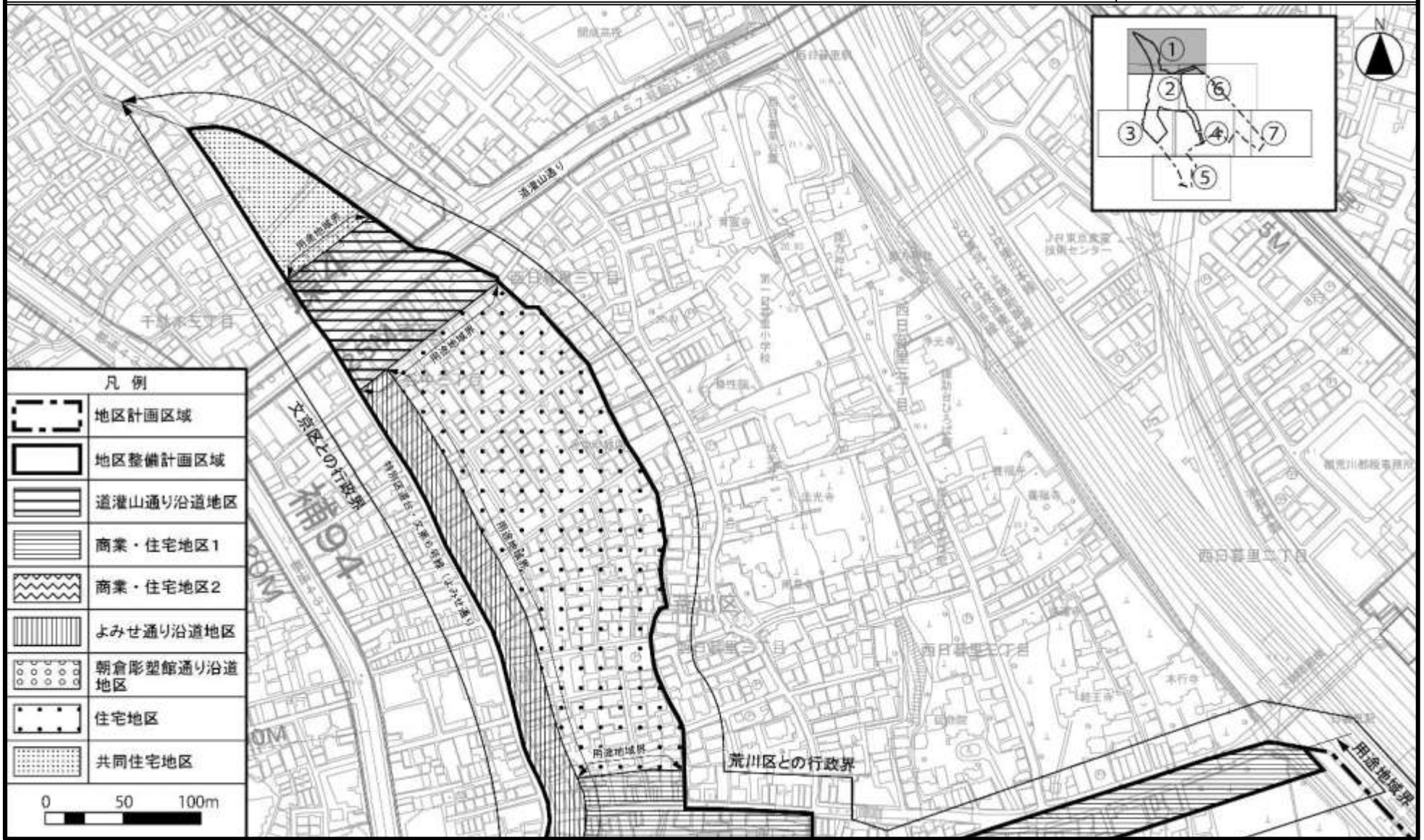
[台東区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁じる。(承認番号) 31都市基交著第105号
都市計画道路の計画線は道路網図から転記したものである。無断複製を禁じる。(承認番号) 31都市基街都第111号、令和元年8月6日

東京都市計画地区計画 谷中地区地区計画 計画図 1 - 1

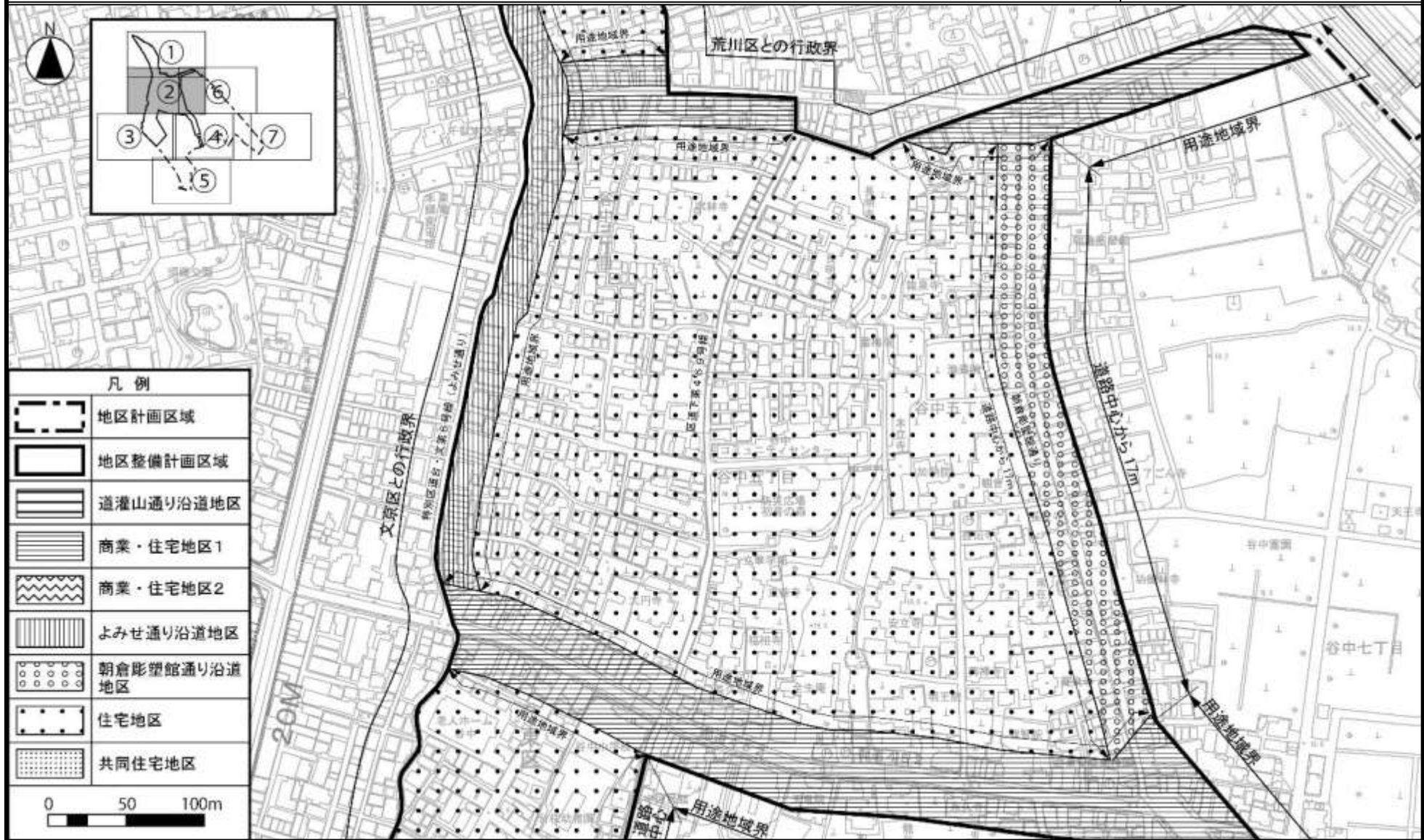
[台東区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁じる。(承認番号) 31都市基交著第105号
 都市計画道路の計画線は道路網図から転記したものである。無断複製を禁じる。(承認番号) 31都市基街都第111号、令和元年8月6日

東京都市計画地区計画 谷中地区地区計画 計画図 1 - 2

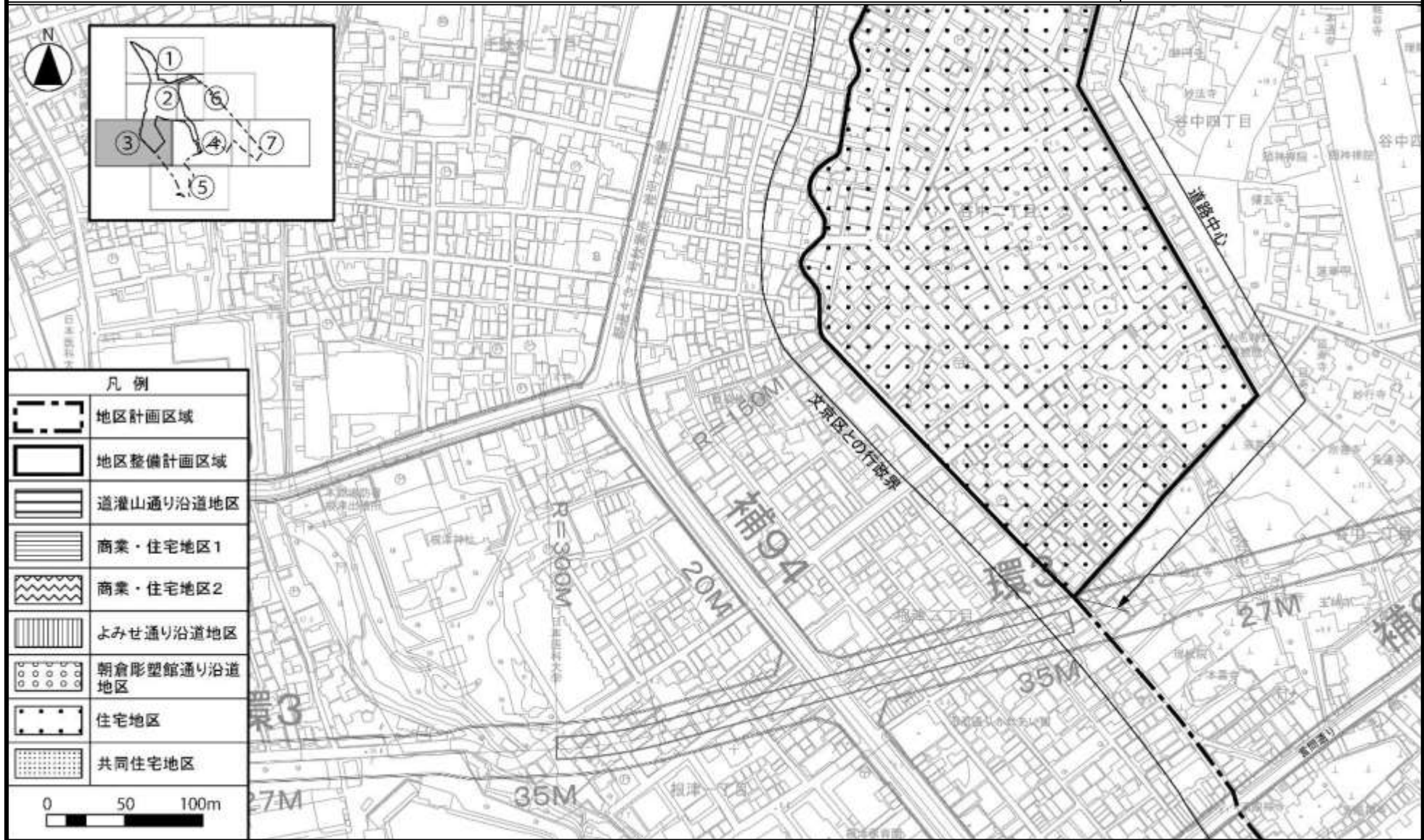
[台東区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁じる。(承認番号) 31都市基交著第105号
 都市計画道路の計画線は道路網図から転記したものである。無断複製を禁じる。(承認番号) 31都市基街都第111号、令和元年8月6日

東京都市計画地区計画 谷中地区地区計画 計画図 1 - 3

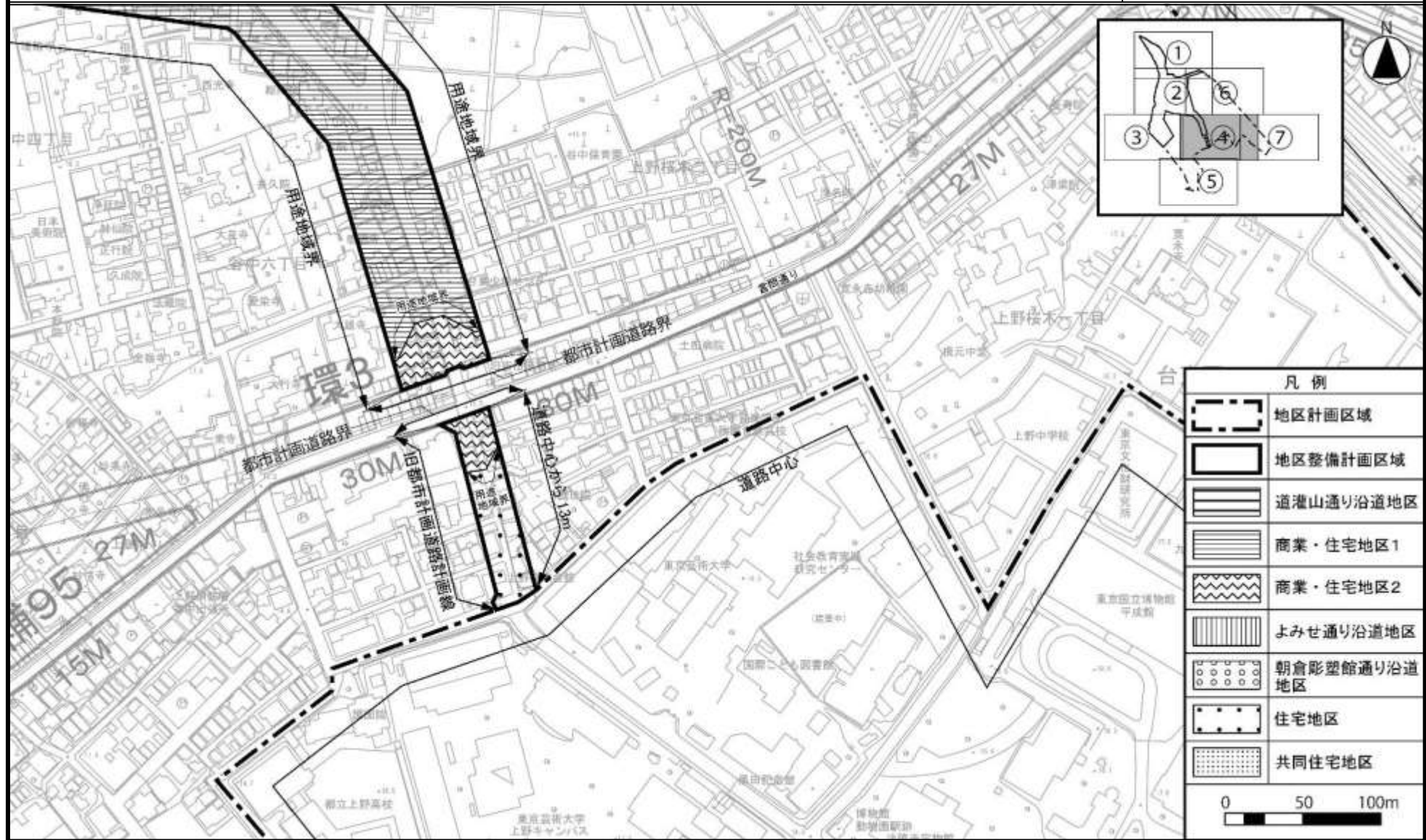
[台東区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500分の 1 の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁じる。(承認番号) 31都市基交著第105号
 都市計画道路の計画線は道路網図から転記したものである。無断複製を禁じる。(承認番号) 31都市基街部第111号、令和元年8月6日

東京都市計画地区計画 谷中地区地区計画 計画図 1 - 4

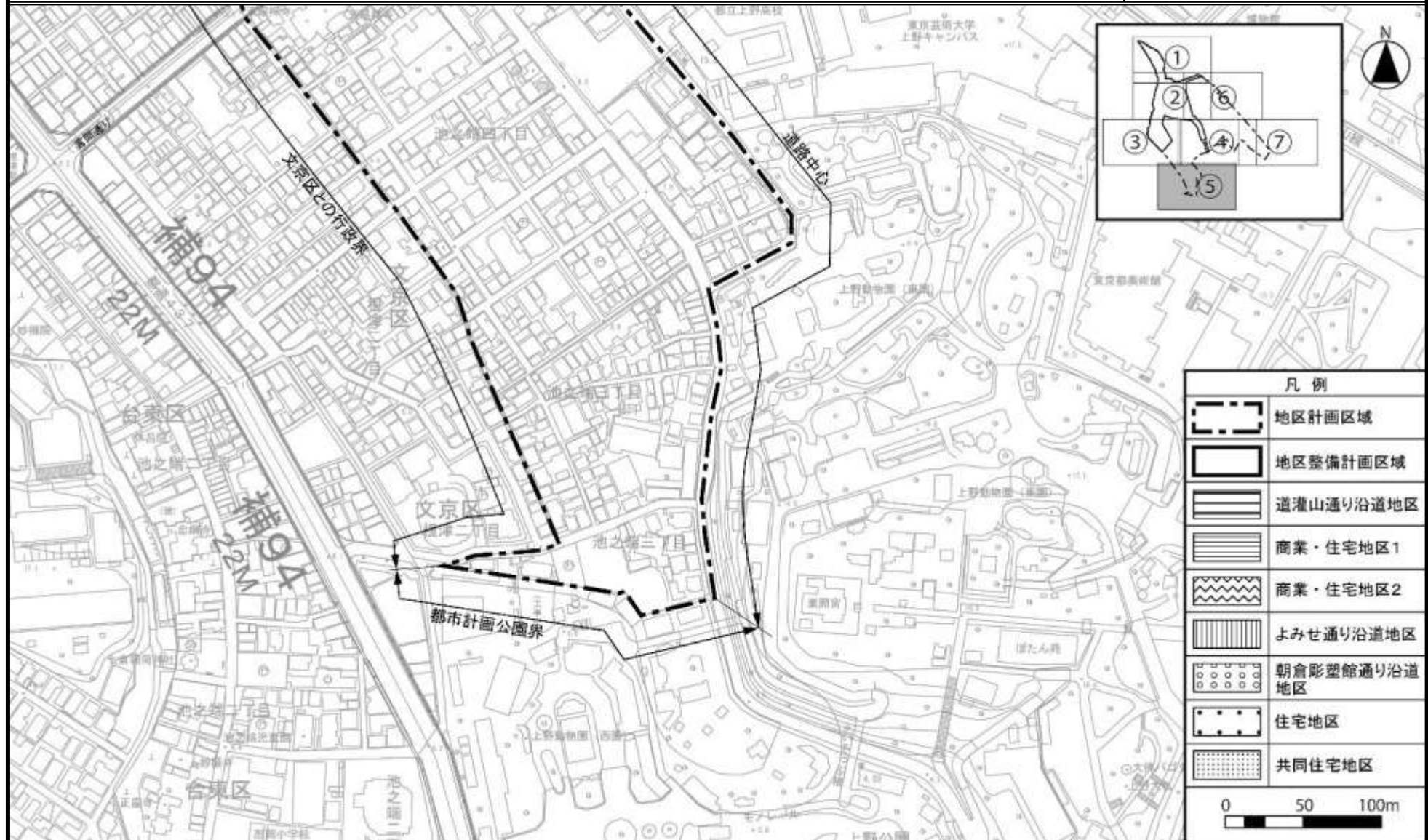
[台東区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁じる。(承認番号) 31都市基交著第105号
都市計画道路の計画線は道路網図から転記したものである。無断複製を禁じる。(承認番号) 31都市基街都第111号、令和元年8月6日

東京都市計画地区計画 谷中地区地区計画 計画図 1 - 5

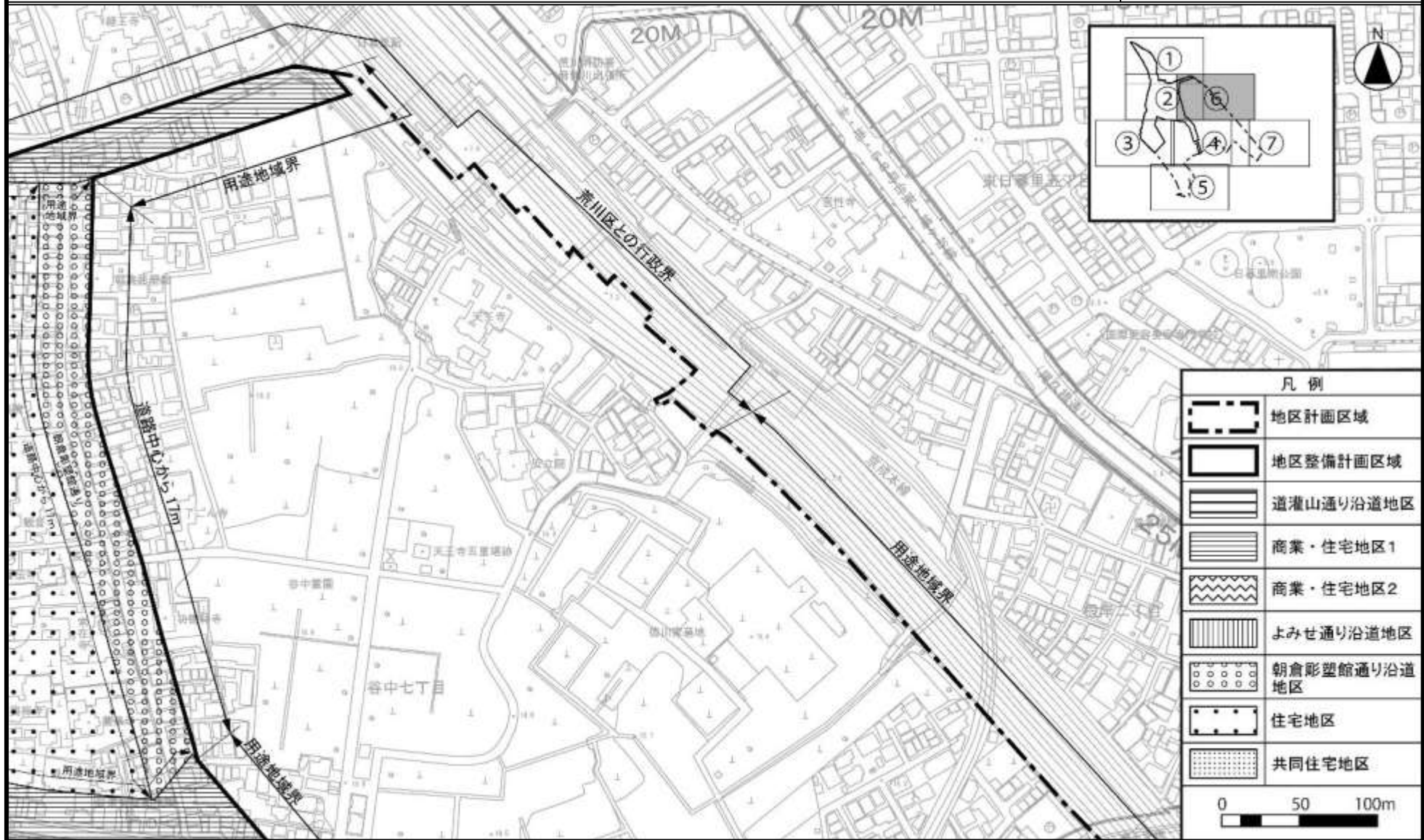
[台東区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁じる。(承認番号) 31都市基交著第105号
都市計画道路の計画線は道路網図から転記したものである。無断複製を禁じる。(承認番号) 31都市基街都第111号、令和元年8月6日

東京都市計画地区計画 谷中地区地区計画 計画図 1 - 6

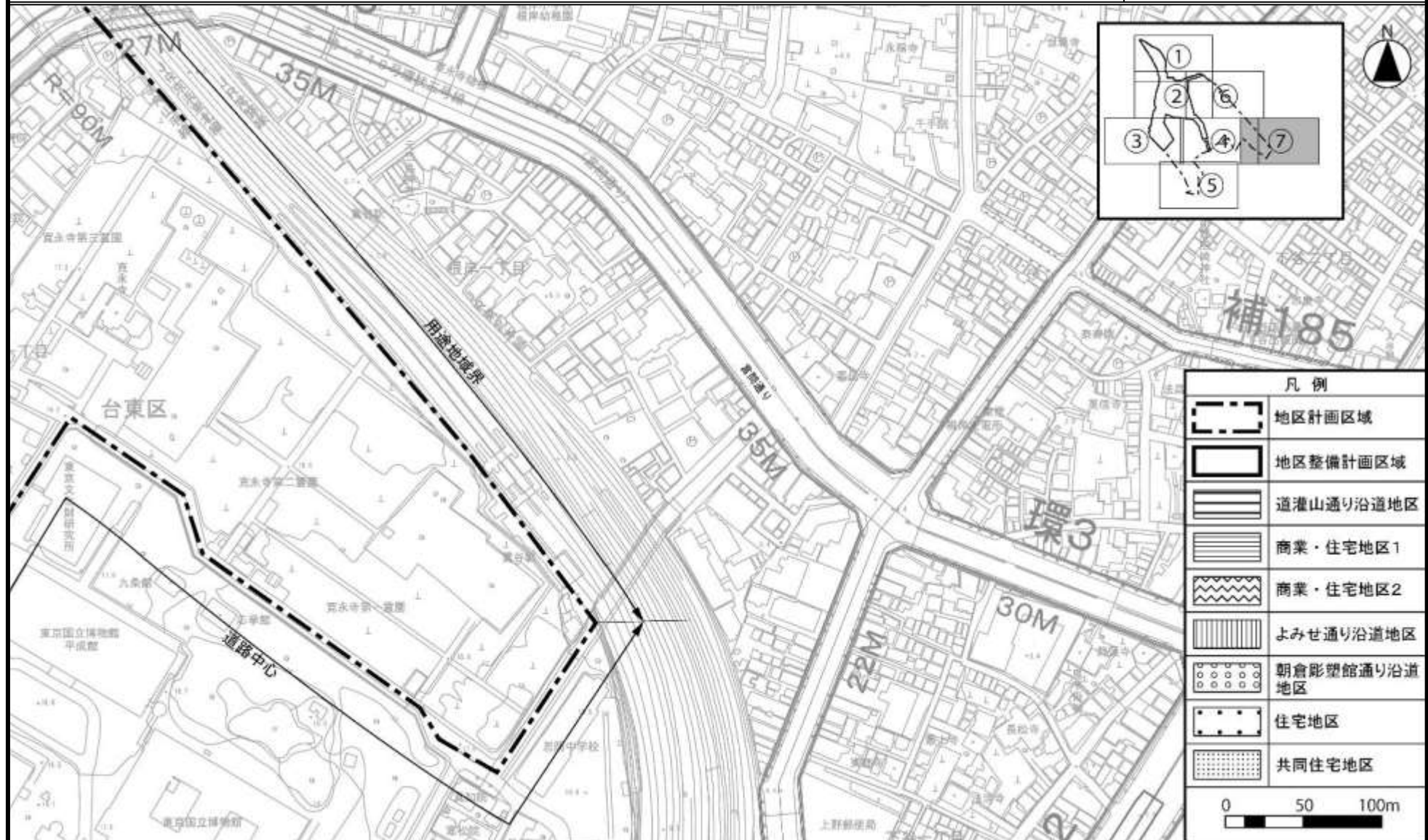
[台東区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁じる。(承認番号) 31都市基交著第105号
都市計画道路の計画線は道路網図から転記したものである。無断複製を禁じる。(承認番号) 31都市基街都第111号、令和元年8月6日

東京都市計画地区計画 谷中地区地区計画 計画図 1 - 7

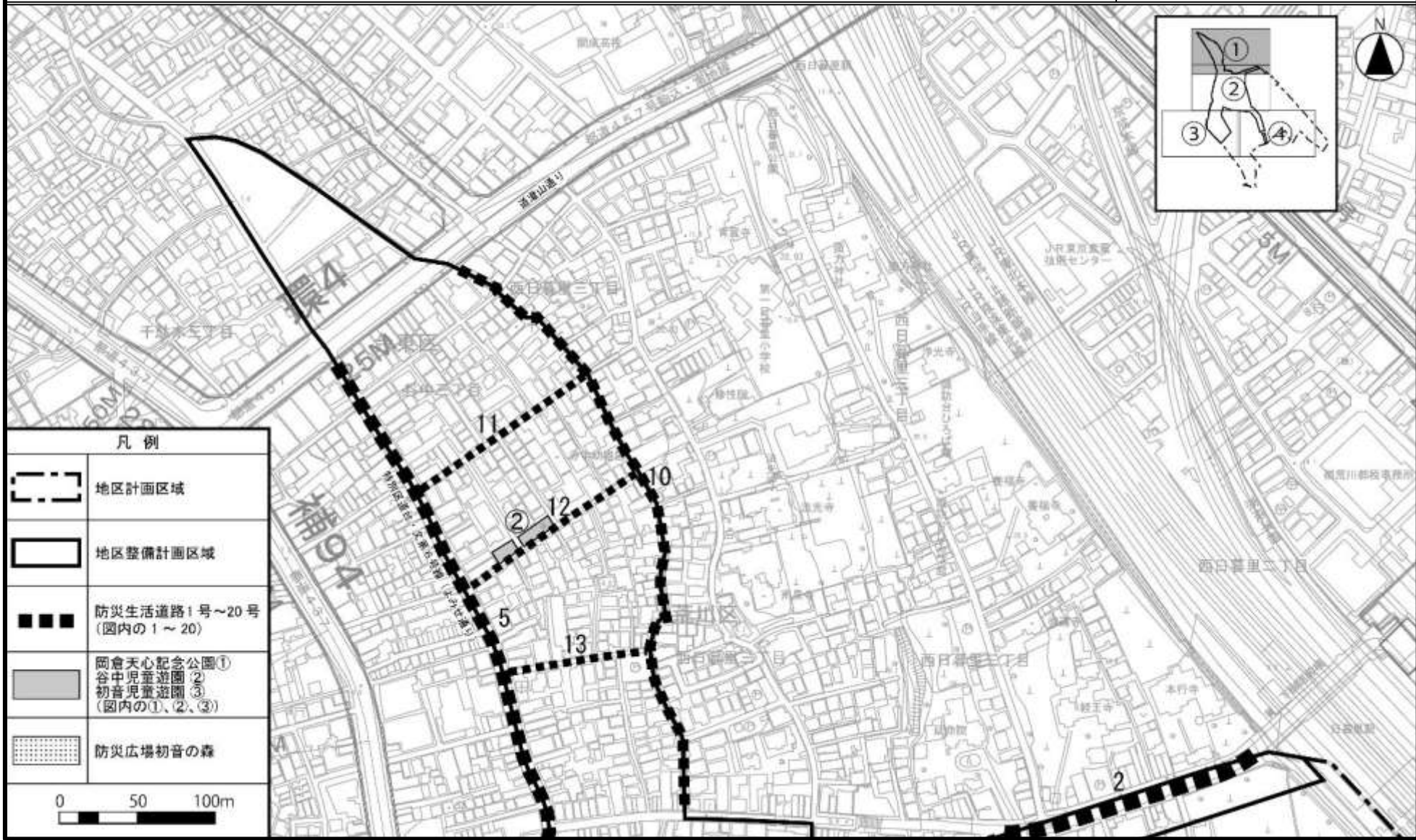
[台東区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁じる。(承認番号) 31都市基交著第105号
 都市計画道路の計画線は道路網図から転記したものである。無断複製を禁じる。(承認番号) 31都市基街都第111号、令和元年8月6日

東京都市計画地区計画 谷中地区地区計画 計画図 2-1

[台東区決定]

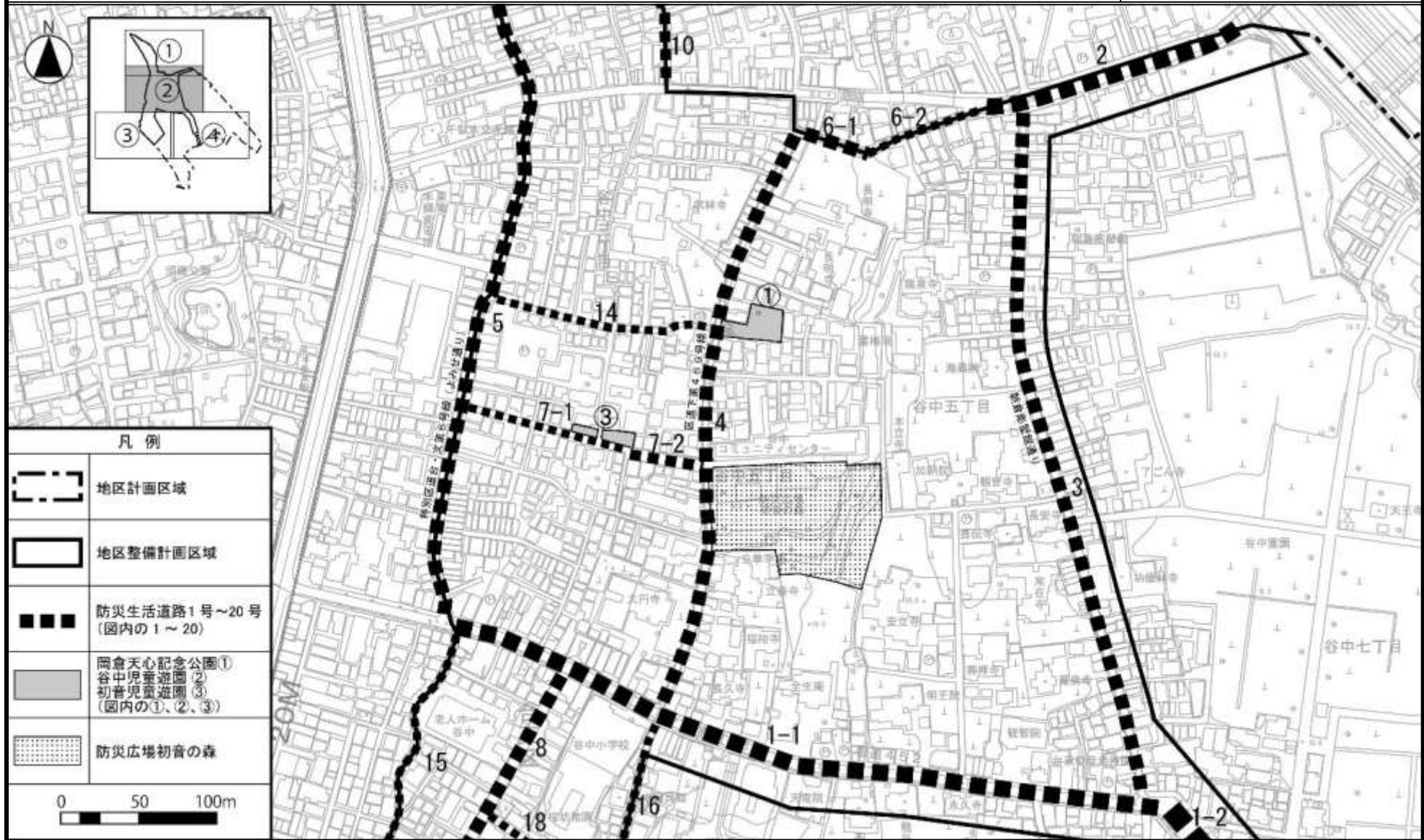


凡例	
	地区計画区域
	地区整備計画区域
	防災生活道路1号～20号 (図内の1～20)
	岡倉天心記念公園① 谷中児童遊園② 初音児童遊園③ (図内の①、②、③)
	防災広場初音の森
0 50 100m	

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁じる。(承認番号) 31都市基交著第105号
都市計画道路の計画線は道路網図から転記したものである。無断複製を禁じる。(承認番号) 31都市基街都第111号、令和元年8月6日

東京都市計画地区計画 谷中地区地区計画 計画図 2-2

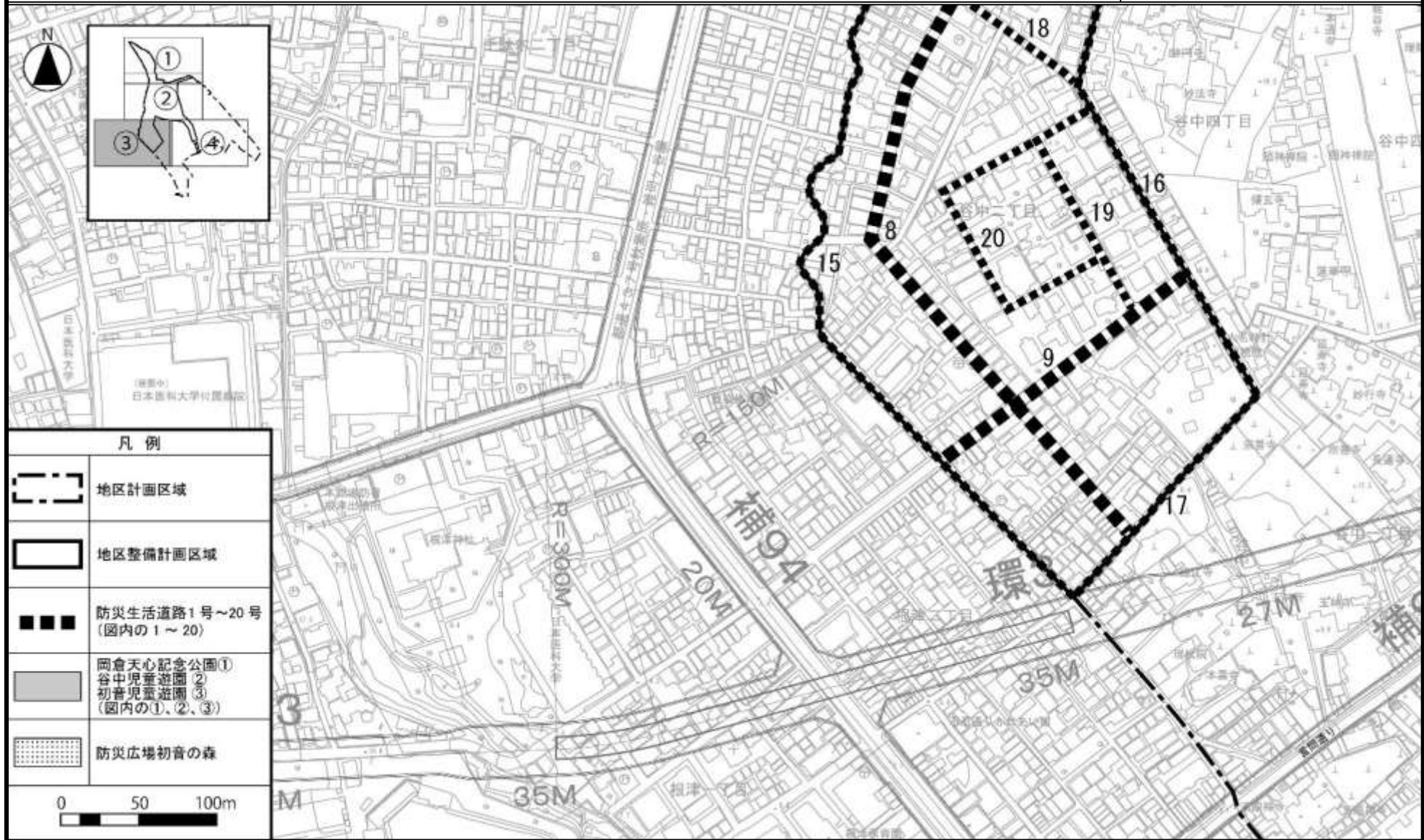
[台東区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁じる。(承認番号) 31都市基交著第105号
都市計画道路の計画線は道路網図から転記したものである。無断複製を禁じる。(承認番号) 31都市基街都第111号、令和元年8月6日

東京都市計画地区計画 谷中地区地区計画 計画図 2-3

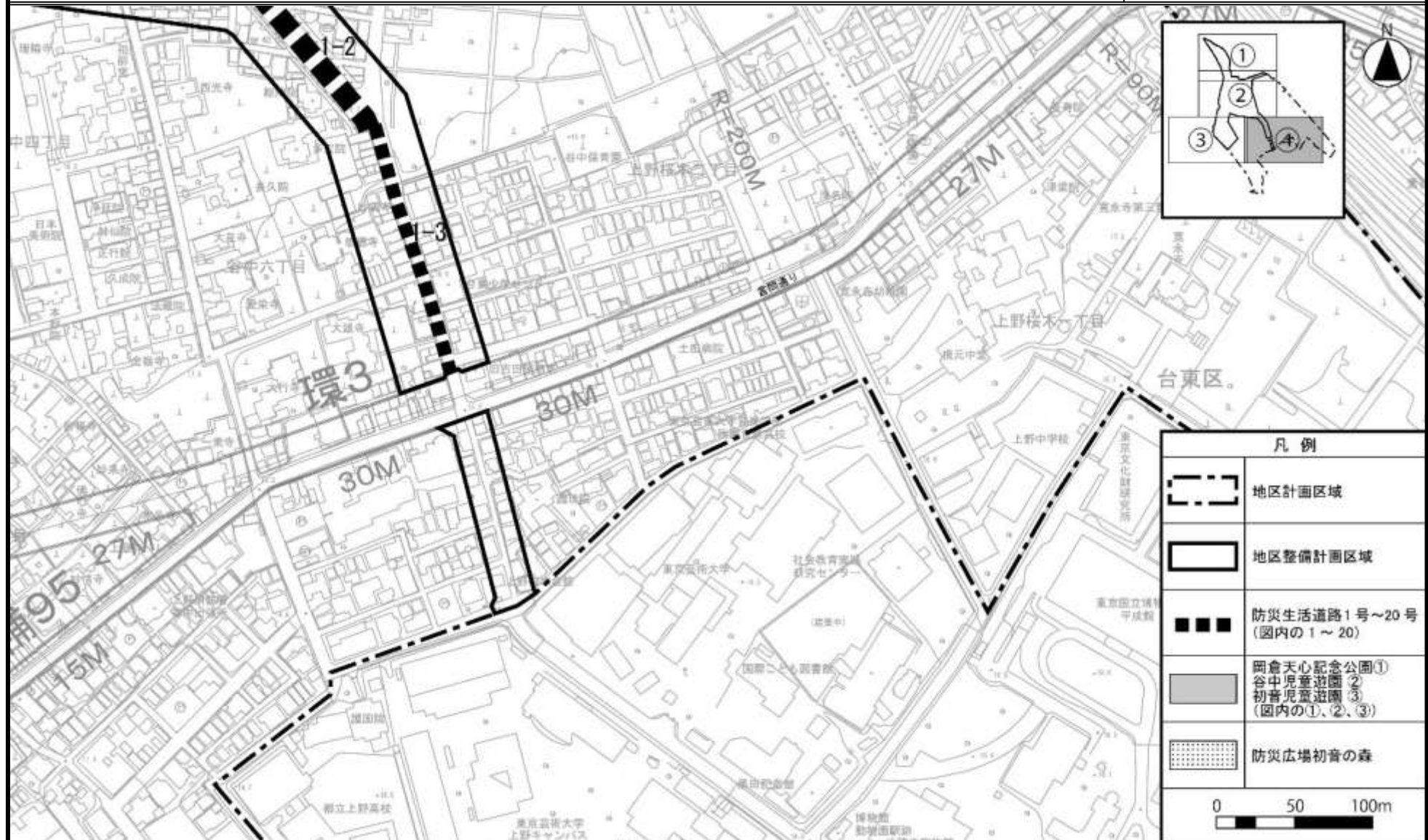
[台東区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500分の 1 の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁じる。(承認番号) 31都市基交著第105号
都市計画道路の計画線は道路網図から転記したものである。無断複製を禁じる。(承認番号) 31都市基街部第111号、令和元年8月6日

東京都市計画地区計画 谷中地区地区計画 計画図 2-4

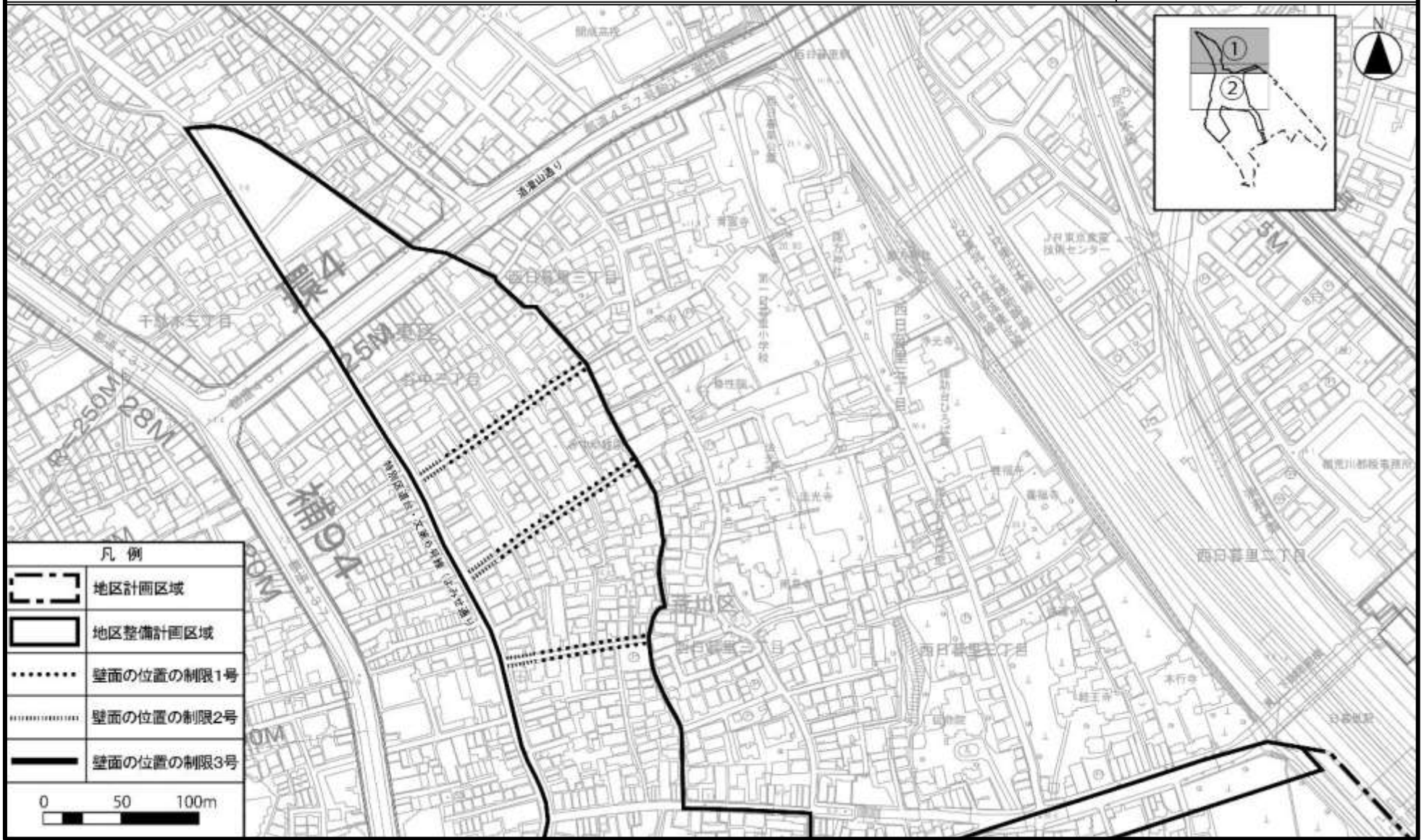
[台東区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁じる。(承認番号) 31都市基交著第105号
都市計画道路の計画線は道路網図から転記したものである。無断複製を禁じる。(承認番号) 31都市基街部第111号、令和元年8月6日

東京都市計画地区計画 谷中地区地区計画 計画図 3-1

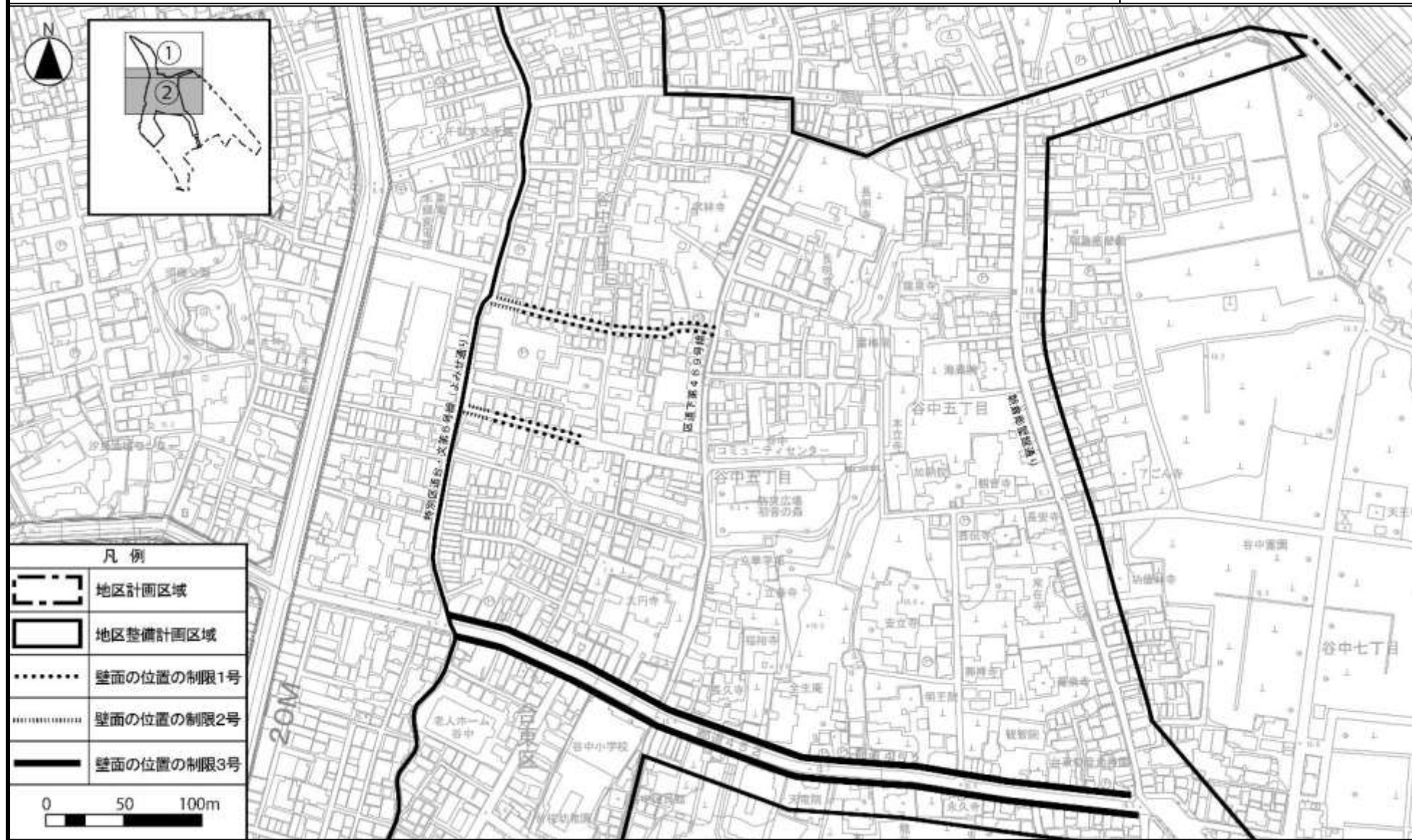
[台東区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁じる。(承認番号) 31都市基交著第105号
都市計画道路の計画線は道路網図から転記したものである。無断複製を禁じる。(承認番号) 31都市基街都第111号、令和元年8月6日

東京都市計画地区計画 谷中地区地区計画 計画図 3-2

[台東区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁じる。(承認番号) 31都市基交著第105号
都市計画道路の計画線は道路網図から転記したものである。無断複製を禁じる。(承認番号) 31都市基街部第111号、令和元年8月6日

